

地域生活支援拠点事業所開設事業者募集に係る質問・回答(説明会以外での提出分)

質問			回答
区分	資料ページ数	内容	
整備関連	P1	<p>新設で建設する場合(地域生活支援拠点事業を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの建物の中で、共同生活援助事業は何名までの定員で行えますか(その内の1名は体験として) ・短期入所事業は何名までの定員で行えますか(その内の1名は空床型として) 	<p>新築の場合、短期入所も含めた最大定員が20名です。</p> <p>拠点事業所の要件として短期入所を2床以上設ける必要があるため、共同生活援助の最大定員は18名です。短期入所の定員を2名より増やす場合は、その分共同生活援助の定員を減らす必要があります。</p>
緊急短期入所(お助けショートステイ)	P41~42	<p>市を超える利用について(日中活動の場と住んでる場所が区が違ってたり、ブロックを超えている場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録し利用するのは、職場近く・家近く等理由で便利が良い方を選んでもいいのでしょうか? 又、登録の時に便利が良い区を進めてもいいのでしょうか? 	<p>拠点事業所が少ない状況では、16区すべての緊急短期が集中すると受けきれないため、当面事業所のある区の方のみ対象としますので、利用する拠点事業所を選ぶことはできません。</p> <p>ある程度拠点事業所が整備され、ブロック内や市内全域の方を対象とすることとなった場合は、選択できるようにする予定です。</p>
緊急短期入所(お助けショートステイ)	P42	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所は、1週間以内の利用者に限り事前登録ということで、1週間以上利用する予定はないが、もしかしたら、、、という人は事前登録できないのでしょうか? 	<p>事前登録は、緊急に短期入所が必要になる可能性がある方すべてを対象にしていますので、その可能性があれば登録をお願いします。</p> <p>なお、緊急短期入所の利用期間は原則2週間です。利用されている間に、関係機関で退所後の支援等の検討をしていただきます。</p>
地域生活体験(お試しグループホーム)	P42	<ul style="list-style-type: none"> ・体験利用は、支給決定期間内かつ1回30日以内としてありますが、期間内なら何回でも利用可能でしょうか? 	<p>支給決定の限度が、1回30日以内、かつ年50日以内ですので、その範囲内の利用となります。その範囲内であれば、分割して利用可能ですので、体験目標にあわせて期間設定してください。</p>
地域生活体験(お試しグループホーム)	P42	<p>「お試しグループホーム」の体験利用と「(普通の)グループホーム」の体験利用の違いは何でしょうか?</p>	<p>拠点事業所に体験場所が確保されていることと、障害者基幹相談支援センターの調整を必要に応じて受けられることです。</p> <p>なお、知的障害者地域生活体験訓練事業(ちゃれんじホーム)との違いは、数日から利用でき、ニーズに応じた対応が可能なことです。</p>

質問			回答
区分	資料ページ数	内容	
地域生活 体験(お試しグループ ホーム)	P42	現在、当法人で体験利用されている方が何名います(本利用しない人です)その人たちは、お試しの方に移行してもいいのでしょうか？報酬はどうなってくるのでしょうか？	拠点事業所所在区の方のみになりますが、体験中でなければ移行は可能です。お試しグループホームは、体験前後に目標等の設定・評価を行うため、体験途中での移行は認められません。 なお、報酬は、体験利用時の報酬(共同生活援助サービス費(Ⅳ))と同じです。